

# 令和2年度 地方消費税交付金の増収分の使途について

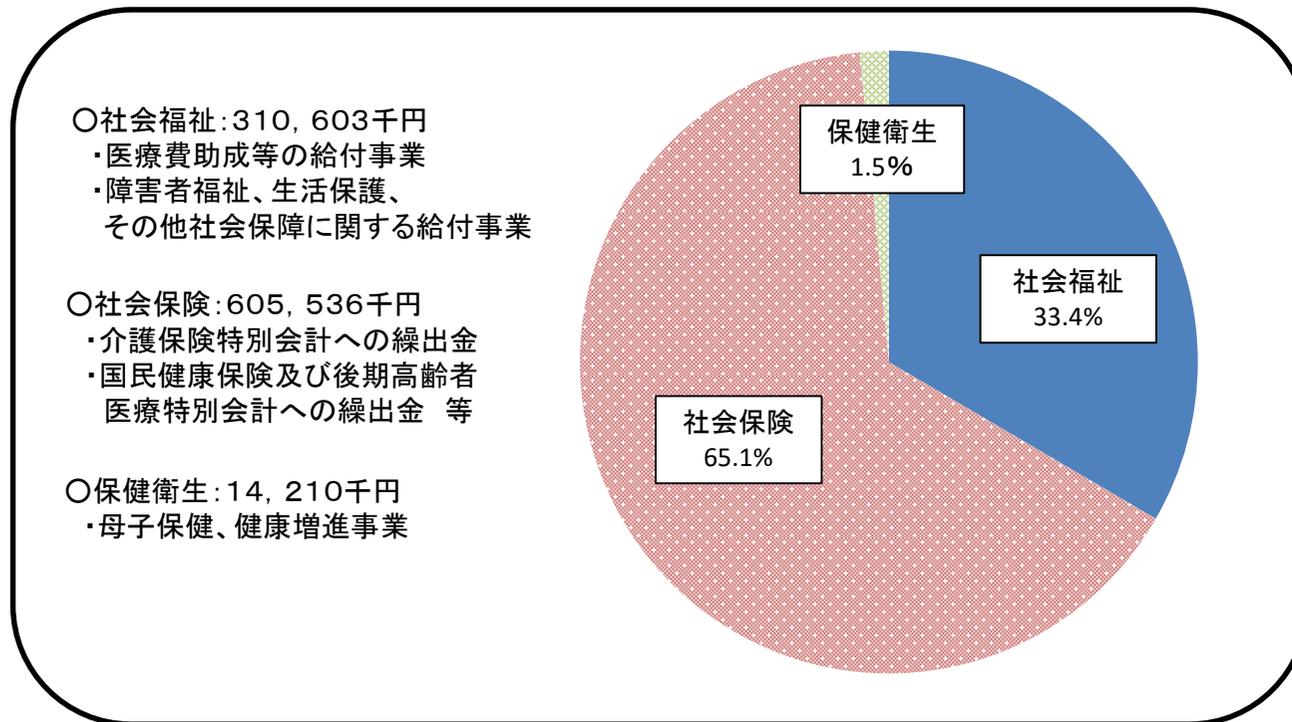
## 1 対象額

地方消費税交付金(社会保障財源分)の交付額 930,349千円

【地方消費税交付金1,741,622千円のうち、およそ22分の12が社会保障財源として交付】

## 2 対象経費

引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。



### 【参考】

消費税について、平成26年4月1日より5%から8%に引上げとなり、このうち地方消費税は1%から0.7%引上げられ1.7%となった。

その後、令和元年10月1日より8%から10%に引上げとなり、地方消費税は0.5%引上げられ2.2%となった。

引上げに伴う地方消費税1.2%(0.7%+0.5%)の増収分は、地方税法の規定により、全額社会保障財源化することとされている。